

なら農業委員会だより

2012

平成24年4月1日発行

第53号

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

☎0742-34-4776(ダイヤル1)

発行 奈良市農業委員会



主な内容

2項

- 農業委員会1月定例総会開催
- 農業施策に関する要望書の提出
- 農地の権利取得に関する下限面積
- 農地の保全と遊休農地解消モデル事業

3項

- 奈良市賃借料情報
- 農地法第3条の権限移譲について

4項、5項

- がんばるファーマーNo.13

6項

- 農業者年金に加入にしましょう

7項

- 農耕と神事 一石木町 登彌神社—
とみ

8項

- 現況届の提出、大和の伝統野菜、編集後記

奈良市農業委員会1月定期総会を開催しました

平成24年1月30日、仲川市長、上原市議会議長を来賓に招き、奈良市役所において、平成24年1月定期総会が開催されました。

総会では、平成23年の事業及び下限面積の設定について報告がありました。次に、議案について審議され、原案どおり可決されました。



お知らせ

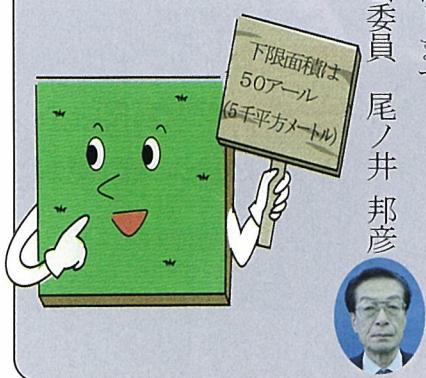
農地の権利取得に関する 面積（下限面積）について

農地を耕作するために所有権や賃借権等の権利を取得するには、新たに取得する農地の面積（すでに取得している農地がある場合は、その農地と合わせた面積）が、一定の面積以上であることが必要です。この面積を下限面積と言います。

協議の結果、本市の下限面積は50a（5千平方メートル）となり農地法第3条第2項第5号を堅持することになりましたので、お知らせいたします。

農業委員会で下限面積を定められるようになりました。

担当委員 尾ノ井 邦彦



農地の保全と 遊休農地解消モデル事業について

作物を作らない農地は、適度な草刈または耕起をして、いつでも作物が栽培できるように維持管理をして農地の保全に努めます。また、周辺の農地や隣接住宅等に迷惑を掛けないようにする防災、防犯にも大変良いことです。

奈良市農業委員会では、遊休農地の発生防止や解消に向けた取り組みの一環として、「遊休農地解消モデル事業」を実施しています。3月13日には、農地の適正管理に向けた除草作業を行いました。

また、昨年に引き続き、農地の利用状況調査を実施します。実施にあたりましては皆様のご協力をお願いします。

▲実施予定期時
平成24年9月
～10月



▲作業後

▲作業前

農業委員会では、昨年10月19日、市役所市長室において、奈良市の農業施策に関する、市長に建議要望を行いました。

この要望は、本市農家が抱える課題への対応を求めるもので、次の4つの事項について要望しました。

- 1、有害獣からの被害防除及び駆除対策の強化について
- 2、農産物の消費拡大について
- 3、担い手の育成及び確保について
- 4、耕作放棄地解消対策の推進について

● 平成24年度

農業施策に関する要望書を奈良市長へ提出

農業委員会では、昨年10月19日、市役所市長室において、奈良市の農業施策に関する、市長に建議要望を行いました。

この要望は、本市農家が抱える課題への対応を求めるもので、次の4つの事項について要望しました。

- 1、有害獣からの被害防除及び駆除対策の強化について
- 2、農産物の消費拡大について
- 3、担い手の育成及び確保について
- 4、耕作放棄地解消対策の推進について

● 奈良市賃借料情報について



地域の実勢にあつた賃借料情報を提供いたします。

平成23年1月1日から平成23年12月31日までに農業経営基盤強化促進法により賃貸借契約された賃借料の水準は、下記のとおりとなっています。

なお、この賃借料は目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者間で話し合いのうえで決めてください。

※金額の算定については、10円単位（四捨五入）で表示しています。

田 10a当たり

（単位：円）

地 域 別	23年			（参考） 22年平均額
	平 均 額	最 高 額	最 低 額	
中 部	8,400	10,140	6,680	—
西 部	6,820	9,920	2,000	6,000
南 部	12,900	32,120	6,000	8,280
東 部	11,290	21,470	4,000	11,260
月ヶ瀬・都祁	10,800	28,000	2,060	8,080
（参考） 奈良市平均	10,040			9,140

※ 賃借料を物納支給している場合は、米30kg当たり7,000円に換算しています。

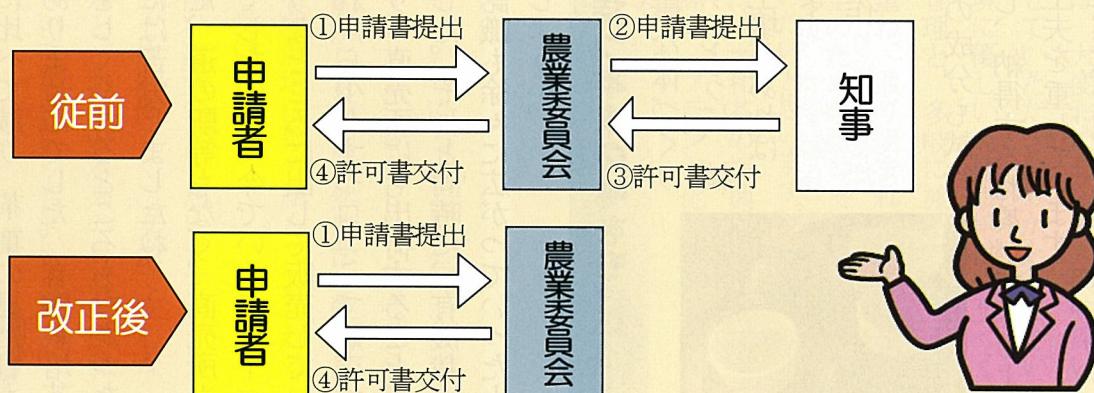
茶畠 10a当たり

（単位：円）

地 域 別	23年			（参考） 22年平均額
	平 均 額	最 高 額	最 低 額	
田 原	18,390	22,620	17,570	—
月ヶ瀬	24,560	24,720	24,400	22,760

● 平成24年4月1日から農地法第3条の許可権限が全て県知事から市町村農業委員会へ移譲されました。

農地法の改正により、平成24年4月1日からこれまで県知事の許可とされていた、奈良市外に住所のある方が農地の権利（所有権・賃借権）を取得する場合について、農業委員会が許可することになり、より迅速な処理が出来るようになりました。詳しくは農業委員会（34-4776）へお問い合わせください。





▲遊茶庵



このコーナーでは、地域でがんばっておられる農業者を紹介します。

有機栽培に17年

竹西 長士(54)さん

安全で安心の香り茶栽培を
くわんぱくせんをしてくれるとこもなかつた
ので、販売には苦労しましたね。

当時はまだ、道の駅等もなく、直売所もありませんでしたので、今でいうフリーマケットのようなところに出して販売していました。それから少しづつ口コミで販売するようになり、直売所にも出荷することが多くなりました。それと同時に、有機栽培への関心や認識も徐々に広がっていましたという感じでしょうか。



有機栽培に切り替えた当初は、お茶の収穫量も以前に比べて減り、茶葉の見た目もあまり良くありませんでした。有機栽培茶のあつせんをしてくれるところもなかつたので、販売には苦労しましたね。

有機栽培を始めたのは…

お茶は嗜好品として発展し、昔は薬としても飲まれていました。その一方で虫や病気に侵されることなくお茶を多く収穫するには、農薬散布は欠かせませんでした。しかし、実際広大な面積の茶畠に農薬を散布するのには、戸惑いを感じていました。それが今から約17年前の事になります。その頃からお茶と水稻で有機栽培の研究を始めました。今はJAS有機認証も取得しています。

お茶の持つ本来の味をもっと…

人間も健康な体づくりで病気知らずのように、植物も健康な土壤があれば、元気に育ちます。ですから元気な土壤作りに力を注いでいます。



有機肥料の成分も試行錯誤で調合し、納得するお茶ができるよう日々研究と工夫を重ねています。

しかし、無農薬で肥料も少ないほうが、自然に対して強い木に育ち、良いものができます。

軌道に乗るまで

有機栽培に切り替えた当初は、お茶の収穫量も以前に比べて減り、茶葉の見た目もあまり良くありませんでした。有機栽培茶のあつせんをしてくれるところもなかつたので、販売には苦労しましたね。

当時はまだ、道の駅等もなく、直売所もありませんでしたので、今でいうフリーマケットのようなところに出して販売していました。それから少しづつ口コミで販売するようになり、直売所にも出荷することが多くなりました。それと同時に、有機栽培への関心や認識も徐々に広がっていましたという感じでしょうか。

有機栽培に切り替えた当初は、お茶の収穫量も以前に比べて減り、茶葉の見た目もあまり良くありませんでした。有機栽培茶のあつせんをしてくれるところもなかつたので、販売には苦労しましたね。



▲遊茶庵の店内



お茶を知つてもらいたいという思いから、妻が日本茶インストラクターの資格を取りました。また、私もお茶をくつろいで飲んでもらえる場所が必要だと感じていました。その足がかりとなる場、ここに来ると、栽培している茶畠を見ることができ、食事をすることもできる。そんな場所として自宅のとなりに「遊茶庵」をオープンしました。

お茶の提供も考えていく必要があると思っています。

将来は、お茶に限らず地域で栽培した農作物を加工品として、いろんな方に提供することができます。

地元でとれたものを、地元の加工場で、地域の人と一緒に生産ができればいいですね。そして、地域の特色を出せれば良いものができると思っています。

昔に比べると急須でお茶を飲む機会が減つてきています。ペットボトルのお茶が市場に出回り、それが「お茶の味」だと思つてゐる人も多いと思います。しかし、本来お茶が持つてゐる甘い爽やかな香りや、渋みと甘味のバランス、まろやかな風味をもつと知つてもらいたいという思いを持つています。そのためにも体に優しく、安全で安心な有機栽培をやつていただきたいです。

くつろぎの場として…



有機栽培のことや、農の文化をもつと知つてもらう機会が増えることを願つています。

また、来られた方がほつとひと息ついてもらえるような場所として、お茶と共に、地元で採れた食材を使った料理を提供しています。

地域の人と一緒に…

食生活も変化してきているので、生産者の立場からの押し付けではないと思つています。

変化に対応して、生産する側も柔軟に対応していくことが大切で、手ごろに飲めるお茶の提供も考えていく必要があると思っています。

お忙しい中、いろいろとお話を聞かせていただきありがとうございました。研究熱心で、17年も前からEM菌自然農法を駆使され、無農薬有機栽培に取り組んでおられるには感銘を受けました。

担当委員 小堀 嘉辰



雑草との闘いは大変だと思いますが、是非これからも、体に優しく、安全で安心な美味しいお茶と、お米の本来の自然の風味を届け続けていただきたいと思います。

担当委員 大西 衛



取材後記

竹西様には、大変お忙しい中、興味深いお話を聞かせていただきありがとうございました。環境に優しい有機栽培は、土づくりから肥培管理と、多岐に渡ることから、日々研磨を重ね、取り組まれている事を知り、食の安全のため頑張っておられる方に敬意を払いたいと思います。



国が支える。安心が大きくなる
農業者年金

しっかり積み立て
がっちりサポート安心で豊かな老後

農業者年金に加入しましょう!!

●農業者の方なら広く加入できます

加入要件は

- ①年齢要件 … 60歳未満
- ②国民年金の要件 … 国民年金第1号被保険者
- ③農業上の要件 … 年間60日以上農業に従事

上記3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



●農業者年金の特徴

- ◆ 少子高齢化時代に強い年金です。積み立て型の安心・安全な年金
- ◆ 保険料の額は自由に決められます
- ◆ 終身年金で80歳までの保証付きです
- ◆ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

- ◆ 農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります
認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

※ 農業者年金に関するご相談お問い合わせは、最寄のJAか農業委員会又は農業者年金基金まで。

農業に関する相談会を実施しました

12月3日(土)、JAならけん柏木支店において、「2011みのりの秋ふれあい感謝祭」が開催されました。

農業委員会では、昨年度に引き続き『農業相談コーナー』を設け、農業に関する悩みや問題について、5名の農業委員が相談に応じました。

Q A



農耕と神事

神事

その一

とみじんじゃ
～登彌神社

つつかゆまつり
筒粥祭～



毎年2月1日の早朝、真冬の厳しい冷え込みの中で行われるこのお祭りは、竹筒に入った粥の詰まり具合で新しい年の農作物の出来・不出来を占う粥占いが行われます。

元禄8年(1695年)の陽刻銘がある鉄製の大釜に米2升、小豆1升と竹筒37本を入れて炊き、約1時間半もかけて炊きあげます。十分に火の通った後は、釜から湯気の立ち上る竹筒を取り出して供え、小刀で割ります。米と小豆の詰まり具合を上・中・下に分け、さらに上・中・下に分類して、計9段階で米や大根、キャベツなど、37種類の農作物を占います。今年は小豆やナス等が出来が良いという結果になりました。占いの後は、熱々の小豆粥が参拝者に振る舞われます。

担当委員 奥谷 勝紀



登彌神社の由緒は、神武天皇が皇祖天神を祭祀されたのが、そもそもの淵源です。春日造りの社殿が東西に並び、南側の石段は苔が生し、その両側を原始林の状態で保存された杉や櫻に囲まれています。美しいこの社にて、奈良市の無形民俗文化財に指定されました筒粥祭(つつかゆまつり)が執り行われます。

▼筒粥祭の様子



(※神社の場所…近鉄郡山駅から若草台行きバス「木島(このしま)」下車すぐ。)

農業者年金受給者の皆さんへ 現況届は忘れずに提出を!!

①現況届の用紙は5月末日頃に 送付されます。

現況届は、現在受給の方が引続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年1回、受給権者からの届出により確認するためのものです。平成24年度に提出が必要な方へは、5月末頃に（独）農業者年金基金から用紙が直接受給権者に送付されます。期限内に提出されないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

②提出期限・提出先

提出は6月1日から6月30日迄、期限内に必ず連絡所・出張所・行政センター・農業委員会へ提出してください。

③提出に当たつて

今年初めて経営移譲年金現況届を提出される方は、農業経営に関する諸名義が、変更されているか確認の上で提出をお願い致します。

※お問い合わせ

・農業者年金基金給付課

03-3502-3945

・農業委員会事務局
0742-3414776

『大和の伝統野菜』をご存知ですか?

♪大和三尺きゅうり

奈良のブランド「大和野菜」には大きく分けて「伝統野菜」と「こだわり野菜」に分けられます。今回は伝統野菜の「大和三尺きゅうり」をご紹介します。

明治後期に県内で交配育種された長さ30～40cmの長型品種。大和高原一帯で昭和中頃まで山間抑制きゅうりとして生産されていた。



●大和の伝統野菜

戦前から本県での生産が確認されている品目で、地域の歴史・文化を受け継いだ独特的の栽培法等により、「味、香り、形態、来歴」などに特徴を持つもの。

全国農業新聞

編集後記

我々農家をとりまく状況は年々厳しくなっています。

担い手の減少や、耕作放棄地、遊休農地の増加など、解決しなければならない課題が山積みとなっていますが、

それぞれの農家や地域で努力いただいております。こんな時代だからこそ私たちは力を合わせ、知恵を出しながら困難な問題に立ち向かわねばなりません。その

ために、市内各地で特色のある農業を営んでおられる方を「がんばるファーマー」として、紹介させていただいているのですが、今回は中庄町での有機栽培をされている竹西さんを取材いたしました。お茶の需要が減少す

る中で、事業を軌道に乗せるまでは大変な苦労があったと思います。

変化の著しい時代ではあっても、私達は前向きにこれからも頑張って参りたいと思います。

農業委員会からは、各地の取り組みの紹介や、是非、皆様にお伝えしたい情報をこれからもしっかりとお伝えしてまいりたいと考えております。

担当委員 藤本 孝幸

担当委員 吉川 隆男



経営とくらしに役立つ
情報を届けします!

農家のための情報誌 **『全国農業新聞』**

◆ ◆ ◆
発行日 週一回(金曜日)
全国農業会議所
購読料 月600円
〔送料、税込み〕

○お申込みは、農業委員会事務局
(34-4776)まで。

農業委員会事務局
担当委員 吉川 隆男

担当委員 藤本 孝幸